

## 「徘徊高齢者等事前登録事業」について

**概要**

令和2年度から開始した、行方不明となった認知症の高齢者等を早期に発見・保護するため、認知症により行方不明となるおそれのある高齢者等を事前に登録し、島田警察署や市内の高齢者あんしんセンターに情報提供する事業です。

警察や高齢者あんしんセンターでは、本情報を活用し、迅速に捜索を進めることができます。

## (1) 登録の条件

- ・市内において在宅で生活していること
- ・認知症により行方不明となるおそれがあること

## (2) 申請者

- ・認知症により行方不明となるおそれのある高齢者等の配偶者及び4親等内の親族
- ・市長が特に認める者（親族等がない場合または協力が得られない場合に、後見人等やケアマネジャー、民生委員等からの申請を想定している）

**周知・普及啓発**

各事業所や団体等に周知するとともに、認知症により行方不明となるおそれのある方の情報を収集し、必要と思われる方へ案内する。

## (1) 周知予定

- ・高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）
- ・ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）
- ・介護保険事業所
- ・民生委員
- ・その他、必要と思われる方等

## (2) 周知方法

- ・各事業所宛てに通知する
- ・各団体の総会や連絡会等で説明する。
- ・個別に説明する。

**令和2年度見込み**

(1) 利用人数：100人

(2) 事業費：9千円（利用承認決定通知等の郵送費用）

## 「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」について

**概要**

令和2年度から開始した、認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すため、認知症の高齢者等が日常生活における偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合に、補償する事業です。

## (1) 利用の条件

- ・徘徊高齢者等事前登録事業に登録していること
- ・同種の補償がある保険に加入していないこと  
(同種の1億円の補償に2つ加入していても、補償の上限額は1億円のまま)
- ・運転免許証を所持していないこと  
(自動車運転中の事故は、補償対象外のため)

## (2) 申請者

- ・被保険者の配偶者及び4親等内の親族
- ・市長が特に認める者（親族等がない場合または協力が得られない場合に、後見人等やケアマネジャー、民生委員等からの申請を想定している）

## (3) 補償内容

- ・補償金額：最大1億円
- ・保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
- ・補償対象：他人を怪我させた場合、他人の物を壊した場合、電車の往來を止めてしまった場合等で法律上の損害賠償責任を負った場合（補償対象かどうかは保険会社が判断する）。

## (4) 保険料利用者負担額

無料

→市が一括で加入し保険料を支払うため

**周知・普及啓発**

徘徊高齢者等事前登録事業とともに実施する事業であるため、同時に周知・普及啓発を行う。

**令和2年度見込み**

- (1) 利用人数：100人
- (2) 市負担保険料：1人2,000円／年  
 $2,000円 \times 100人 = \underline{200千円}$